

平成29年度大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金
についてのQ&A

【開園時間関係】

Q 11時間開園とは、どこからどの時間までをカウントするのか。

A 園児が登園可能な時刻から降園時刻(一般的には早朝預かり保育の開始時間から教育時間後の預かり終了時間まで)をカウントしてください。

Q 11時間開園を予定していたが、当初預かり保育を予定していた園児が帰宅し、合計で11時間開園ができなかった。この場合開園時間はどうかカウントするのか。

A 保護者にプリント等で11時間開園を事前に周知されている場合は、結果的に11時間開園できなかった場合でも、11時間開園となります。

開園時間については、保護者向けに周知したプリント等で確認させていただきます。

Q 「開園時間の開始は7時から8時以前、終了は18時から19時以降を目安とする」とされているが、それ以外の時間、例えば6時から17時までで11時間開園している場合は対象とならないのか。

A 6時から預かりを希望する保護者のニーズが多くあるなど、6時から開園する相当な理由があり、継続的な利用状況の十分な実績があれば対象となります。

特に理由がなくほとんど実績がない場合は、対象となりません。

【預かり保育時間関係】

Q 預かり保育時間とは、どの時間をカウントするのか。

A 実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した時間をカウントしてください。

開園時間 ⇔ 教育時間と必ずしもイコールではありませんので、ご注意ください。

また、登園した園児を単に園舎内で遊ばせている場合は、預かり保育にはなりませんので、預かり保育時間に含まないでください。

Q 18時半まで預かりの申込みがあったが、園児の都合により18時で全員が帰宅した。
料金は18時半の分まで支払ってもらっている場合、預かり時間は何時までとなるか。

A 預かり時間は、園児がいた18時までになります。

ただし、11時間開園の幼稚園については、担当教員が申込みのあった時間まで預かり保育に関する業務に従事していた場合に限り、18時半まで預かり時間とすることができます。

【休業日の考え方】

Q 園則で第2・第4土曜日を休業日と設定している場合、預かり保育のカウントは第1・第3土曜日と変わりはあるか。

A 第1・第3土曜日に預かり保育を実施される場合は、通常保育日に実施される預かり保育となります。

また、第2・第4土曜日に預かり保育を実施される場合は、「保育日の区分」の欄に「休業日」を選択していただき、開園時間や預かり時間等を入力してください。

【長期休業期間中に実施する保育について】

Q 長期休業(例えば夏休み)期間中に希望者対象の夏期保育を実施している場合、預かり保育時間数及び担当教員数のカウントの方法はどうか。

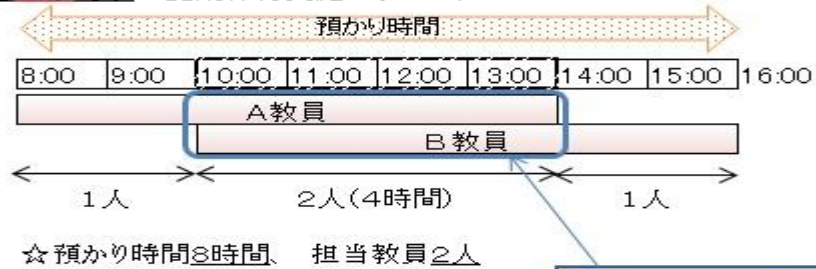
A 希望者のみを対象とする夏期保育時間は、「預かり保育」の時間数に含まれます。そのため、希望者対象の夏期保育を実施している場合の預かり保育時間は、「夏季保育時間+預かり保育時間」となります。(図①参照)

Q 長期休業期間中(夏休みなど)に全員参加の夏期保育を実施し、保育終了後に預かり保育を実施している場合、預かり保育時間数及び担当教員数のカウントの方法はどうか。

A 全員を参加対象とする夏期保育時間は、「預かり保育」の時間数に含まれません。
また、担当教員数は、預かり保育時間中に恒常的に配置されている人数となります。
(図②参照)

いずれも開園時間 8 時間 (8 時～16 時)

① (希望者のみ対象の夏期保育実施のケース)



② (全員参加形態の夏期保育実施のケース)



【移行支援型について】

Q 移行支援型の対象となるには、どうすれば良いのか。

A 国の「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」において、「平成 30 年度までに認定こども園へ移行する、あるいは、移行を検討中である」旨を回答していること。

Q 移行支援型の補助を受ける場合、どのような書類が必要になるのか。

A 必要書類は以下のとおりです。(平成 29 年度大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金補助対象基準 4 (2) i 参照)

- (a) 平成 30 年度に認定こども園に移行することに係る理事会決議録
- (b) 平成 30 年度に認定こども園に移行することを保護者に説明した資料
- (c) 認定こども園認可・認定申請書 (「大阪府認定こども園の認定・認可等に関する事務等の運用上の取扱いについて (通知)」の様式第 1 号 (第 2 条関係) もしく

は様式第9号（第6条関係）*上記の様式ではなく、市町村が定めた様式で認可・認定申請書を提出する場合は、当該申請書

(d) 施設整備工事の契約書 *施設整備を必要としない場合は不要

ただし、(c)の書類の市町村への提出時期が当補助金の事業計画書の提出時期よりも遅い等、止むを得ず必要書類が整わない場合は、認定こども園の運営法人として選定された旨の市町村の決定通知等、もしくは、事業計画書提出時点での状況についての報告書を提出すること（様式不問）。

Q 「移行支援型」と「(旧)大阪スマイル・チャイルド事業 ※H26年度末まで実施」では、補助単価に変更はあるのか。

A 単価については、特に変更はありません。